

# 国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

令和4年11月

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和4年法律第51号。以下「法」という。）第8条に基づき、基本方針（法第3条に基づき文部科学大臣が定める国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針のことをいう。以下同じ。）に即して、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第37号。以下「規則」という。）で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成（以下「助成」という。）の実施方法及び実施条件その他の助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定める。

## 一 助成の実施方法及び実施条件

### 1 助成の実施方法

#### （1）助成の実施体制

機構は、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成の継続的・安定的な実施に必要な機能及び体制を整備し、助成の適正な実施を図る。

#### （2）助成の対象

法第4条第1項の認定を受けた国際卓越研究大学における、当該国際卓越研究大学の法第5条第1項に基づき文部科学大臣の認可を受けた国際卓越研究大学研究等体制強化計画（以下「体制強化計画」という。）に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関するものを助成の対象とする。

#### （3）助成限度額の算定

機構は、基本方針三9に定める体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成の考え方を踏まえ、関係府省が参加する会議体において決定される大学ファンドからの当該年度の助成総額の範囲内で、以下の考え方及び係数に基づき、各国際卓越研究大学の当該年度の助成限度額を算定する。

#### 【文部科学省における助成の考え方】

各国際卓越研究大学の助成額は、研究等体制強化促進分と大学成長基盤

強化促進分で構成され、以下により算定された額を足し合わせた金額を基準として算定すること。

- ・ 研究等体制強化促進分は、各国際卓越研究大学の外部資金獲得額（公的資金を除く）の5年平均に係数を乗じて算定すること。
- ・ 大学成長基盤強化促進分は、各国際卓越研究大学の自己財源より大学独自基金に積み上げた額及び各国際卓越研究大学の自己財源より大学ファンドへ資金拠出（出えん）した額に係数を乗じて算定すること。

(注) 具体的な係数については、基本方針三2（5）及び9（2）の考え方を踏まえて関係府省と協議の上で設定し、文部科学省が機構に通知する。

#### (4) 助成限度額等の通知

機構は、一1（3）に基づき各国際卓越研究大学に対する助成限度額を算定した場合、速やかに各国際卓越研究大学に助成限度額を通知する。その際、国際卓越研究大学が助成金を請求するに当たり必要な条件等を明示し確認等を行うとともに、各国際卓越研究大学から機構への基本方針三2（5）に定める資金拠出に必要な手続等についても併せて通知する。

#### (5) 助成金の交付

機構は、各国際卓越研究大学が一1（4）で示す条件等について同意した上で行う各国際卓越研究大学からの助成金交付請求に基づき、各国際卓越研究大学の助成限度額の範囲内で助成金を交付する。なお、助成金の具体的な使途については、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、可能な限り、各国際卓越研究大学の自律性とその責任の下、柔軟かつ適切に決定されることが必要であり、体制強化計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関するものであることを各国際卓越研究大学が適切に説明責任を果たしていくことが必要であるため、機構は、あらかじめ使途の内訳を特定せず、助成金を交付する。

#### (6) 助成金の管理及び執行状況の確認等

国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成金の使途については、可能な限り、各国際卓越研究大学の自律性とその責任の下、柔軟かつ適切に決定され、当該使途について各国際卓越研究大学は適切に説明責任を果たしていくことが必要である。また、法第9条及び規則第9条の規定に基づき、法第5条第1項の認可を受けた国際卓越研究大学の国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、定期的に体制強化計画の実施状況について

文部科学大臣に報告しなければならないとされており、また、法第10条の既定に基づき、文部科学大臣は、体制強化計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、体制強化計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができるとされている。こうした国際卓越研究大学制度の趣旨等を踏まえ、その用途として支出できる経費は、当該国際卓越研究大学の自己財源や民間資金等の多様な財源の一体的かつ効果的な活用を図る観点も踏まえ、体制強化計画に掲げる取組に係るもの全般とし、助成元である機構においてあらかじめ使途の内訳は特定せず、執行に当たっても体制強化計画への適合性が確保されることを前提として、機構は原則として事前の関与を行わない。また、支援の継続の可否に係る評価の時期を除き、機構の事前の関与を受けることなく各国際卓越研究大学の判断で翌年度以降に繰り越すことができるようとする。

機構は、文部科学省が各国際卓越研究大学における助成金の適正な管理及び執行を図る必要があると認めるときは、その求めに応じ、当該国際卓越研究大学に対して調査を依頼し、その結果について文部科学省に報告する。また、機構は、助成において、研究活動の不正行為又は助成金の不正使用若しくは不正受給（以下「不正行為等」という。）の疑いについて把握した場合は、速やかに文部科学省に情報を共有し、当該事案の内容を踏まえ、文部科学省が必要に応じて行う要請等に従うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。その後の改正を含む。）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定／令和3年2月1日改正。その後の改正を含む。）」（以下「不正行為等に関するガイドライン等」という。）に基づき適切に対応する。また、研究活動における不正行為等が認められた場合は、国際卓越研究大学に対し、不正行為等に関するガイドライン等、機構の規程等を踏まえ、適切な対応及び必要な処分等を行うなど厳正に対処する。

#### （7）助成金の執行停止、返還等

機構は、国際卓越研究大学において、助成金の管理及び執行に関して不適切な事象等が発生した場合は、法令、国のガイドライン等を踏まえ適切に対応するとともに、文部科学省からの要請等も踏まえ、助成金の執行の停止、返還に関する手続等を適切に行う。

#### （8）助成の終了

機構は、各国際卓越研究大学が基本方針三2（4）に定める目標を達成し

た場合など、文部科学大臣から助成の終了の通知を受けたときは、助成に係る必要な手続等を行った上で当該国際卓越研究大学への助成を終了する。

## 2 助成の実施条件

機構は、助成金を交付する際に、以下の実施条件等について各国際卓越研究大学に確認する。

- (1) 国際卓越研究大学は、合議制の機関による監督及び監事等による内部監査システムを通じた組織的なコンプライアンス体制の構築を図るとともに、国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、法、国立研究開発法人科学技術振興機構法、関連法令、関連する国の決定・方針・ガイドライン、基本方針、本実施方針、公募要領、その他国及び機構の定め等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に体制強化計画を実施すること。
- (2) 国際卓越研究大学は、助成金について、他の公的資金と同様に適切な管理及び執行を行い、公正かつ効果的、効率的な使用に努めること。
- (3) 国際卓越研究大学において、関係法令に基づいて、監事及び公認会計士等による監査が適切に行われていること。
- (4) 国際卓越研究大学は、政府からの出資金及び財政融資資金により組成した大学ファンドの運用益からの助成を受けることから、社会に対しても説明責任を十分に果たす必要があることを踏まえ、各国際卓越研究大学において、助成による成果や取組の進捗などを、積極的に発信するとともに、助成金の使途について適切に説明責任を果たすこと。
- (5) 国際卓越研究大学は、不正行為等に関するガイドライン等の内容について遵守すること。また、不正行為等に関するガイドライン等に基づく体制の整備及び必要な手続等を行うとともに、機構から調査等を求められた場合は誠実かつ適切に対応すること。不正行為等と認定された場合の措置として、機構が必要な処分や競争的研究費に係る制限措置等を行うことができること。
- (6) 国際卓越研究大学は、その他助成金の管理及び執行に関し不適切な事象等が発生した場合は、機構の求めに応じ誠実かつ適切に対応すること。

- (7) 国際卓越研究大学は、助成金の使途を明らかにする助成金に関する帳簿を常に備え、支出の証拠書類と共に適切に保管すること。
- (8) 本助成により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）の取扱いについては、以下の点等に留意すること。
- ① 体制強化計画に記載された事業の目的に従い、効果的、効率的な運用を図ること。
  - ② 取得財産の所有権は国際卓越研究大学に帰属し、本助成終了後も善良な管理者の注意をもって管理すること。
  - ③ 取得財産を処分することにより収入があるときは、当該収入を、体制強化計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関することに使用すること。
- (9) 国際卓越研究大学は、—2 (8) ③のほか、助成事業の実施に伴い収入が生じた場合は、当該収入を、体制強化計画に記載された法第5条第2項第2号イからホまでに掲げる事業に関することに使用すること。
- (10) 国際卓越研究大学は、原則として、本助成上の地位、本助成上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができないこと。
- (11) 国際卓越研究大学は、助成に係る取組について、国際卓越研究大学の責任において実施するものとし、助成に係る取組の遂行過程で国際卓越研究大学、研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、国際卓越研究大学は、その費用と責任においてこれを解決するものとすること。
- (12) 国際卓越研究大学は、本助成が、政府からの出資金及び財政融資資金等を財源とする大学ファンドの運用益を原資として実施されるものであり、毎年度の運用益が、経済社会の諸事情等により大きく変動し得るものであることを踏まえ、助成額が大きく変動する可能性や、体制強化計画を実施する上で必要な助成規模が確保されない場合があることなどに留意し、適切に対応すること。
- (13) 国際卓越研究大学は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとし、国際卓越研究大学が各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、機構の求めに応じ、助成金の

執行の停止、返還等に適切に対応すること。

- ① 国際卓越研究大学の役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力であったこと。
- ② 国際卓越研究大学が事業の履行のために設立、出資等関与する法人等（個人、法人または団体）、使用する委託先等その他第三者及びその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- ③ 助成額の算定に係る外部資金について、学術研究の健全な進展又は我が国の経済社会の健全な発展に適切でないと認められること。

## 二 助成の業務に関する業務との調整に関する事項

機構は、助成の実施に当たり、運用業務との連携を適切に図り、適宜情報共有を行うなど、助成の継続的・安定的な実施に努める。

## 三 助成の実施に必要なその他の事項

### 1 助成金の執行の停止、返還に関する手続等

- (1) 以下のいずれかに該当するときは、文部科学省からの要請等も踏まえ、機構は、助成金の執行の停止、返還に関する手続等を適切に行う。
  - ① 助成金の交付を受けるに当たって、不正又は不当な行為があったとき。
  - ② 法令、国のガイドライン等、基本方針、本実施方針、公募要領等に対する重大な違反があったとき。
  - ③ 助成に係る研究活動に関して不正行為等を行ったことが認定されたとき。
  - ④ 助成金を他の用途又は不適切な用途に使用したとき。
  - ⑤ 助成額の算定に係る外部資金の獲得に関して不適切であると認められたとき。
  - ⑥ 偽りその他の不正の手段により国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可を受けたと認められたとき。
  - ⑦ 助成金の交付後に生じた事情の変更等により、助成金を使用する必要がなくなったとき。
  - ⑧ 助成の終了に際し、返還すべき助成金が認められたとき。

- ⑨ ①～⑧のほか、当該国際卓越研究大学に関して不適切な事象等が認められたとき。
- (2) 機構は、三1(1)のいずれかの事由に該当する場合において、すでに助成金が交付されているときは、文部科学省からの要請等も踏まえ、国際卓越研究大学に対して助成金の執行の停止を求めるほか、期限を定めて、その助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) 機構は、三1(2)に基づく返還を求める場合には、その求めに係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- (4) 三1(2)に基づく助成金の返還及び三1(3)の加算金の納付に係る返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、機構は、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を徴収することができる。

## 2 存続条項

本実施方針に定める事項については、原則として、助成終了後においても存続する。

## 3 管轄

本助成に関連する機構と国際卓越研究大学における一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 4 その他

機構は、本実施方針のほか、必要に応じて、助成に関する手続、運用等に関する規則等を定めて、適切に助成を実施する。

## 附 則

この実施方針は、令和4年11月15日から適用する。